

関西大学医工薬連携研究センター内規

制定 平成16年3月17日

(趣 旨)

第1条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）規程第5条の規定に基づき、関西大学医工薬連携研究センター（以下「CEMP」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 CEMPは、学外機関の支援を得て、国内外の研究機関との共同研究を推進し、もって健康の増進、疾病予防及び診断治療に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 CEMPは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共同研究プロジェクトの学術研究及び調査並びにその成果の発表
- (2) 若手研究者の育成
- (3) その他CEMPが必要と認める事業

(構 成)

第4条 CEMPに次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター研究員

2 CEMPに副センター長を1名置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長はCEMPを統括し、代表する。

- 2 センター長は、機構長がセンター研究員のうちから、機構研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐する。

- 2 副センター長は、センター長がセンター研究員のうちから推薦し、運営会議の議を経て、センター長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、センター長の任期内とし、再任を妨げない。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、CEMPの研究に従事する。

- 2 センター研究員は、機構長が本学専任教育職員、特別契約教授、客員教授、特別任命教育職員又は特別任用教育職員のうちから、運営委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。
- 3 センター研究員の任期は、原則として5年とする。ただし、次条に規定する期間を超える場合は、この限りでない。

(研究期間)

第8条 共同研究プロジェクトの研究期間は、原則として5年とする。

(運営会議)

第9条 CEMPに運営会議を置く。

2 運営会議は、次の職員で構成する。

(1) センター長

(2) センター研究員

(3) 第4条第2項に該当する者

3 議長は、センター長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じて、学内外学識経験者の出席を求め意見を聴くことができる。

第10条 運営会議は、センター長が招集する。

2 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) CEMPの運営に関する事項

(2) 第3条各号に掲げる事業に関する事項

(3) その他CEMPに関する重要事項

3 運営会議は、構成員の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(事務)

第11条 CEMPに関する事務は、先端科学技術推進機構グループが行う。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、運営会議の議を経て、機構研究員会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成16年3月17日から施行し、平成16年2月25日から適用する。

附 則

この内規(改正)は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成18年11月16日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この内規(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規(改正)は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、2021年4月1日から施行する。